

知的障害教育校総合補償制度(こども総合保険)の補償概要

下記、補償概要については、主な場合を記載しております。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

補償項目	■保険金をお支払いする場合	■保険金をお支払いできない主な場合	
個人賠償責任補償(国内外補償) ・個人賠償責任補償条項の一部変更 ・受託品賠償責任補償	被保険者(加入者証記載の被保険者(以下、本人)およびその家族(☆))が、本人の居住のための住宅および同一敷地内の動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物)については、被保険者の住宅に保管されている間、または日常生活上の必要に応じて一時的にその住宅外で管理されている間の事故により生じた損害等に限り、損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とし、情報機器等に記録された情報の滅失等にかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額を限度とします。 ※学校の管理下における活動中、クラブ活動などでのスポーツ中に、学校・クラブ・スポーツなどにおいて定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、通常、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。 ※次の受託品は保険の対象となりません。通貨、商品券等の金券、設計書、貴金属、美術品、自動車、バイク、原動機付自転車、危険な運動中のその用具、動植物、建物…等 ※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ☆「家族」の範囲は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者、本人の配偶者、本人もしくはその親権者または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子をいいます。また本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	次の事由によって生じた損害 ①保険契約者または被保険者の故意 ②職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任) ③職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤自動車、バイク、原動機付自転車、船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 …など <受託品にかかわる保険金をお支払いできない主な場合> ①被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ②受託品に生じた自然発火または自然爆発 ③偶然な外來の事故に起因しない電気的・機械的事故 ④自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑤屋根、扉、窓等から入る雨、雪またはひょうによる損壊 ⑥受託品が持ち主等に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する賠償責任 …など	
・傷害補償(国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	死亡保険金	被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一保険年度に生じた事故によるケガに対しては、後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。	次の①～⑭の事由によって生じたケガまたは⑮の場合 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、暴動等 ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑩放射線照射、放射能汚染 ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的覚所見のないもの ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故 ⑬被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故 ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 …など
	後遺障害保険金	被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	
	入院保険金	被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。	
	手術保険金	被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご加入の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:1.0倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。	
	通院保険金	被保険者が急激かつ偶然な外來の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。	
熱中症危険補償(国内外補償)	被保険者が急激かつ外來による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。	「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑭と同じ …など	

【用語の説明】補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

用語	説明
あ 医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
ア ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か 危険な運動	ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外來の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外來」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ 細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
時価額	保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
は 配偶者	法律上の配偶者または内縁の方をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金額をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

個人情報の取扱いについて
契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、ただちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。
1.補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2.後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせがお届けできなくなることがあります。
3.転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。
次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の保険契約にてこれらと同種の補償がセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約前に、補償内容を十分ご検討ください。【個人賠償責任補償】インターネットで保険の約款をご案内しています。(http://www.aiu.co.jp/schkyaku)

●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しております。
全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会事務局 〒105-0012 東京都港区芝大門1-10-1 全国たばこビル6F TEL.03-3433-7651

引受保険会社 〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階 TEL.03-6894-9110 FAX.03-6894-9922
AIU損害保険株式会社 東京第二支店 http://www.aiu.co.jp 受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く(午前9時～午後5時)

このパンフレットは総合補償制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
D-001488(2015-03)

保護者の皆様へ

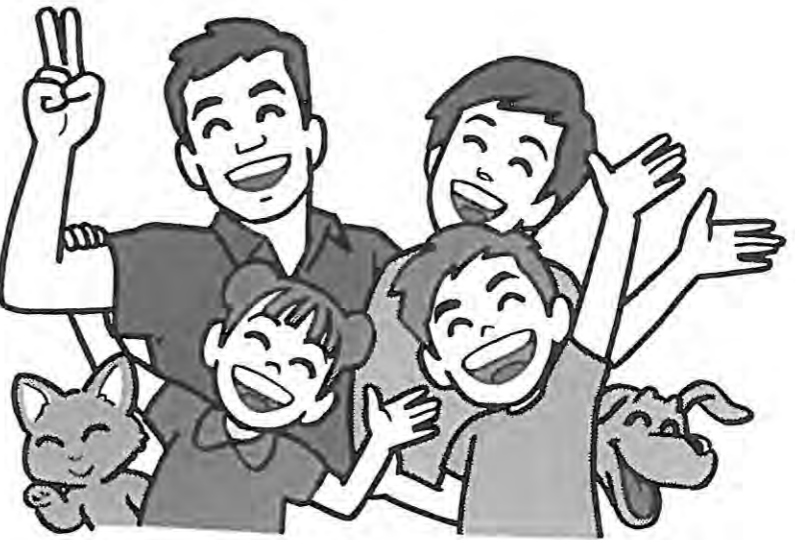
2014年1月

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

特別支援学校

知的障害教育校総合補償制度

(こども総合保険)



- お子様向けの手厚い総合補償
お子様本人のケガの補償・他人に対する法律上の損害賠償責任に対する補償と、同居の家族全員の他人に対する法律上の損害賠償責任に対する補償が対象となります。
- 団体契約のため割引が適用されます(約35%割引※前年度実績)
特別支援学校(知的障害教育校)で加入者数が37,000人を超え、約2人に1人が加入しております。(2013年度実績)
- 地震・噴火・津波危険補償セット契約も選べます(B2プラン)
地震・噴火これらによる津波による本人の傷害(ケガ)も対象となります。
- 保険料の払込みは口座振替(年1回)で翌年からは自動更新
来年度以降卒業までは口座より口座振替(年1回)されますので再度加入手続きの必要はありません。
このご案内の保険期間は2014年6月1日午前0時(継続加入は午後4時)から2015年6月1日午後4時です。
プランによって補償内容が異なりますので、詳しくはプラン内容をご確認ください。

● 関東地区代理店

(株)永田事務所
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2丁目13 城之内ビル2階
TEL 03-5825-0294 FAX 03-5825-0296

ご加入いただく皆様へ
本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」・「意図確認」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容を必ずご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、上記の取扱代理店または本書裏面の引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、上記の取扱代理店までお問い合わせください。